

登園届③

下記の病気にかかり、登園許可基準をクリアしていれば、再受診の必要性はありません。

※インフルエンザ・水瘡瘻・おたふく風邪・アデノウイルス感染症は復帰時医師の許可が必要な登園届①の提出をお願いします。医師の許可で園基準前に登園可能の場合は治癒証明を医療機関で発行依頼し提出してください。

登園届(保護者記入)

クラス _____ 名前 _____

病名【 _____ 】と診断され、
年 月 日医療機関名【 _____ 】において
病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____ 印 _____

下記の感染症については、当保育園登園基準チェックリストです。該当する症状、日にちを記入もしくはチェックし、可能か確認してください。

※必ず下記の病気にかかった場合は保育園に連絡をしてください。

| 病気 | チェック項目（該当欄に記入してください） |
|--|--|
| 伝染性膿痂疹（とびひ） 学校保健法では特に規定はありませんが、感染力が強い為、必ず受診してください。 | とびひに対して受診しましたか？（はい・いいえ） 受診後から増えていませんか？（はい・いいえ） （水あそびシーズン）水遊びの許可がでていますか？ （はい・いいえ） 登園時治癒していない部分はガーゼで覆えますか？ （はい・いいえ） |
| 帯状疱疹 すべての発しんが痂皮化してから | 発疹はすべてかさぶたになりましたか？（はい・いいえ） 平熱ですか？（はい・いいえ） |
| アタマジラミ 登園禁止のものではありませんが、集団生活につき条件付で登園可能です。 | 駆除はしましたか？（はい・いいえ） ※駆除薬使用の有無（あり・なし） 髪の毛は清潔に登園できますか？（はい・いいえ） |

※腸管出血性大腸菌感染症（O-157・26・111）、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、の場合は病院で治癒証明を発行して復帰してください（病院によっては文章代がとられるところもあります。）

★自己判断せず、わからない時は園に問い合わせしてください。病気に関する問い合わせ時間は8：00～17：30の間をお願いします。